

平成 17 年度社会保険事業計画（案）の修正事項

頁	計画番号	前回評議会における御指摘	御指摘を踏まえた修正内容
15頁	2 (2) ②ア	労働保険との徴収一元化の関係で共同調査の計画数値があるが、これは、厚生省と労働省の統合後に始まったもので、今後もっと増えていくという理解で良いか。	平成 15 年度から労働保険との徴収一元化のための取り組みを開始したこと、今後、一層取り組みを推進していく旨を明記。 〔平成 15 年度から取り組みを開始した社会保険と労働保険の徴収事務の一元化について、これまでに実施している取り組みを一層推進する。〕 〔ア〕社会保険・労働保険徴収事務センター（平成 15 年 10 月に各社会保険事務所に設置）で実施している事務の推進
16頁	3 (1) ①	年金の請求から年金証書が届くまでの期間について、長いもので 3 ヶ月半かかるというのは一般的な感覚からは長いのではないか。また、老齢基礎などの場合に「加入状況の再確認を要しない場合は 1 ヶ月以内」とあるが、これはどのような場合か。	平成 17 年度当面の目標であることを明記。 〔〔数値目標〕請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの処理日数（平成 17 年度の当面の目標）〕 ターンアラウンド方式及び 58 歳到達における年金加入記録のお知らせの実施により、年金裁定時の処理の迅速化を図ることを記述に追加。 〔年金請求者の利便性の向上と事務処理日数の短縮化を図るため、平成 17 年 10 月より、新たに、年金支給年齢に到達する直前に、年金加入履歴等が記載されている裁定請求書を郵送する仕組み（ターンアラウンド方式）を実施する。〕 〔58 歳到達時において年金加入記録のお知らせを本人宛に送付し、事前に年金加入記録を確認していただくことにより、裁定請求時の加入記録の再確認をできる限り不要とし、年金裁定の迅速化を図る。〕

頁	計画番号	前回評議会における御指摘	御指摘を踏まえた修正内容
23頁	4 ②ア	平成17年度から実施するID・パスワード認証方式による年金加入記録の回答については、個人情報の保護との関係で不安がないようにすべき。	<p>個人情報の安全性に留意することを明記。</p> <p>年金個人情報の提供については、平成16年1月から、インターネットによる年金見込額試算照会の受付を社会保険庁ホームページで行い、郵送により提供を行ってきたところであり、平成17年1月末からは、厚生労働省電子申請・届出システムを利用し、個人認証（公的個人認証法に基づき都道府県知事が発行する電子証明書等）を活用してインターネットで提供を行っているところである。</p> <p>さらに、平成17年度から、<u>本人確認を厳格に行いつつ、ID・パスワード認証方式による仕組みを構築し、年金加入記録を即時に回答できるようにする。</u></p>
24頁	5 ①エ	保健事業について、サービス内容そのものについてのデータを持って、ニーズをきちんと把握し判断に役立てていく仕組みが必要ではないか。	<p>アンケート調査を実施し、被保険者等のニーズを把握し、保健事業の実施内容等について検討する旨の記述を追加。</p> <p><u>アンケート調査により保健事業に関する被保険者等のニーズを把握し、これを踏まえ、保健事業の実施内容等について検討する。</u></p>
26頁	6(1)	サービススタンダードについて、これが最終目標なのか、当面の目標なのかわかりにくい。	<p>平成17年度当面の目標であり、今後、設定項目の増や日数の短縮を推進していくことを明記。</p> <p><u>注）「サービススタンダード」は、平成17年度から新規に設定するもので、全てのサービスのうち、利用者へ便益をもたらすサービス（主に給付関係）であって、迅速に実施することが特に求められているもの（問い合わせが多い等）について、その便益が利用者へ実際にもたらされるまでの時間を必達目標として設定し、公開するもの。今後、設定項目の増や、日数の短縮を推進していく。</u></p>

頁	計画番号	前回評議会における御指摘	御指摘を踏まえた修正内容
27頁	6(1) エ	テレビのワイドショーなどで、社会保険事務所の窓口では3時間待ちだとか、電話がかからないなどとされているが、今は変わってきているのだということを示すべき。	ホームページ等での窓口の混雑状況の情報提供についての記述を追加。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>窓口の混雑状況(事務所別、曜日時間帯別の平均待ち時間)を把握して、その情報をホームページ等で提供、公表して、混雑の少ない事務所や時間帯での利用を促すとともに、待ち時間をできる限り短縮化するための取り組みを推進する(平成17年2月から順次実施)。</p> </div>
28頁	6(2)	競争入札の割合や印刷物等の調達コストの削減など、予算の一部を捉えて目標としているが、全体について、どのような目標なのか。	今後の全体の目標は数字では明記できないが、平成17年度予算の事業運営費が、対前年度比343億円の減であることを説明する記述を追加。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(参考)平成17年度予算(案) <u>社会保険庁事業運営費</u> 5,667億円(16年度) → 5,324億円(17年度) (対前年度比 343億円の減) <u>福祉施設に係る整備費や委託費を廃止するとともに、事務コストの軽減と事務効率の向上を図るなど、事業運営経費全般について見直した。</u></p> </div>
29頁	6(3)①エ	国民年金保険料の口座振替など、被保険者等に対して良いことが多々あるのに、PR不足ではないか。	広報の部分に記述を追加。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>国民年金の保険料について、口座振替割引制度、低所得者の保険料の減免手続、学生及び若年者の納付猶予の手続、電子納付やコンビニ収納等について、周知広報を実施</u></p> </div>
29頁	6(3)①ケ	政管健保についての情報提供は、事業者向けにはされているが、被保険者向けには不足している。直接の情報提供をすべき。	広報の部分に記述を追加。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>政管健保の保険給付や健診・健康相談等の保健事業の実施などについて、ホームページに掲載するほか、被保険者に対してリーフレットなどにより、直接、周知する広報を実施。</u></p> </div>

頁	計画番号	前回評議会における御指摘	御指摘を踏まえた修正内容
29頁	6(3)①コ	社会保険労務士や社会保険委員など、社会保険のサポーターに情報提供し、制度の周知や理解を広げていくべき。	広報の部分に記述を追加。 〔社会保険委員、国民年金委員、社会保険労務士等の協力・連携による周知・理解の推進〕
全 般		マイナスイメージの払拭から、プラスイメージを拡大を印象づけることが求められている。	平成17年度新規事項及び平成16年度着手済事項については、その旨を明記。 8頁1(2)①ア、11頁2(1)①ウ・エ・キ・ク・ケ 13頁2(1)②イ、27頁6(1)ク、28頁6(2)イ・エ 35頁6(6)②ア・カ

その他

※6(2)(5)(6)については、厚生労働省が定める「社会保険庁が達成すべき目標」には示されないため、社会保険庁が定める独自目標として明記。

※1(1)(2)、2(1)(2)、3(2)、5については、厚生労働省が定める「社会保険庁が達成すべき目標」の軸の変更に伴い修正。

※次の17年度計画数値又は見込数値については、地方社会保険事務局の計画数値の積み上げ結果を踏まえ計上。

7頁 1(1)②各種届出の勧奨件数	3,941,390件
8頁 1(2)①巡回説明実施事業所数	62,076所
8頁 1(2)①重点加入指導実施事業所数	4,064所
13頁 2(1)②免除件数	3,632,129件
13頁 2(1)②学生納付特例件数	1,854,944件
17頁 3(1)②老齢年金新規受給者への説明会開催回数	3,343回
29頁 6(3)①年金研修の実施事業所数	7,972所
32頁 6(4)②情報公開法に基づく開示請求件数	4/4 2,810件